特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
17	健康増進法に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
美馬市は、健康増進法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
美馬市長

公表日
令和6年3月11日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進法に関する事務
②事務の概要	健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく事務のうち以下の事務について特定個人情報ファイルを取り扱う。 1．健康増進法第17条第1項または第19条の2の健康増進事業実施に関する事務 特定個人情報ファイルは、次の事務で利用している。 ①特定健康診査及び各種がん検診の受診勧奨並びにそれらの結果の保管 ②①受診のための受診券及びクーポン券の発行並びに再発行 ③特定健康診査の結果に基づく特定保健指導及び指導結果の保管 ④歯周病検診、骨粗鬆症検診及び肝炎ウイルス検診の受診勧奨並びに結果の保管 ⑤③以外で、健診結果に基づいた個別相談並びに相談結果の保管
③システムの名称	1．:健康管理システム(健康かるて) 2．中間サーバー 3．団体内統合宛名システム 4．住民基本台帳ネットワークシステム（ミサリオ）

2. 特定個人情報ファイル名
健康管理ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法　第9条第1項　別表第一　項番76 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第54条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	［　　実施する　　］	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠） 102の2の項 （別表第2における情報照会の根拠） 102の2の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	美馬市保険福祉部保険健康課
②所属長の役職名	保険健康課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	美馬市企画総務部総務課　〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-1212

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	美馬市保険福祉部保険健康課保健事業担当　〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-5611

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　[　　] 内部監査　[　　] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　特に力を入れて行っている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月19日	Ⅳリスク対策	なし	各項目ごとに入力	事後	評価書様式変更に伴うもの
令和4年2月21日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	「健康増進法」第19条の2に基づく健康増進事業として、市民の健康増進の向上を目的とした各種がん検診等の事務を行う。 ③データ管理	健康増進法（平成１４年法律第１０３号）に基づく事務のうち以下の事務について特定個人情報ファイルを取り扱う。 1．健康増進法第１７条第１項または第１９条の２の健康増進事業実施に関する事務 ③データ管理(結果・記録等)	事前	R3年度中にシステム改修を行い「健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業」をR4年度より情報連携を開始予定
令和4年2月21日	Ⅰ関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	実施しない	実施する	事前	R3年度中にシステム改修を行い「健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業」をR4年度より情報連携を開始予定
令和4年2月21日	Ⅰ関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠		番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠） １０２の２の項 （別表第2における情報照会の根拠） １０２の２の項	事前	R3年度中にシステム改修を行い「健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業」をR4年度より情報連携を開始予定
令和4年2月21日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　2．取扱者数　いつの時点の計数か	令和2年9月1日	令和4年2月1日	事後	R3年度中にシステム改修を行い「健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業」をR4年度より情報連携を開始予定
令和5年3月17日	Ⅰ１②事務の概要	健康増進法（平成１４年法律第１０３号）に基づく事務のうち以下の事務について特定個人情報ファイルを取り扱う。 1．健康増進法第１７条第１項または第１９条の２の健康増進事業実施に関する事務 特定個人情報ファイルは、次の事務で利用している。 ①事業対象であることの確認 ②受診件の発行 ③データ管理（結果・記録等含む） ④減免決定若しくは却下	健康増進法（平成１４年法律第１０３号）に基づく事務のうち以下の事務について特定個人情報ファイルを取り扱う。 1．健康増進法第１７条第１項または第１９条の２の健康増進事業実施に関する事務 特定個人情報ファイルは、次の事務で利用している。 特定個人情報ファイルは、次の事務で利用している。 ①特定健康診査及び各種がん検診の受診勧奨並びにそれらの結果の保管 ②①受診のための受診券及びクーポン券の発行並びに再発行 ③特定健康診査の結果に基づく特定保健指導及び指導結果の保管 ④歯周病検診、骨粗鬆症検診及び肝炎ウイルス検診の受診勧奨並びに結果の保管 ⑤③以外で、健診結果に基づいた個別相談並びに相談結果の保管	事後	記載内容の見直しに伴う修正
令和5年3月17日	Ⅰ１③システムの名称	1．健康管理システム(健康かるて) 2．中間サーバー 3．団体内統合宛名システム 4．住民基本台帳ネットワークシステム	1．健康管理システム(健康かるて) 2．中間サーバー 3．団体内統合宛名システム 4．住民基本台帳ネットワークシステム（ミサリオ）	事後	